

喫煙等禁止行為の取扱い及び解除に関する承認基準

1 趣旨

この基準は、豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する消防長が火災予防上支障がないと認めるときについて、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この承認基準において使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 喫煙等 条例第23条第1項本文の規定により禁止されている喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みをいう。
- (2) 劇場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。ただし、住宅団地の集会場、地区公民館等の地域住民のみが利用するものを除く。
- (3) 百貨店等 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（当該用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。）をいう。
- (4) 禁止場所 条例第23条第1項の規定により指定した場所で、令和4年4月1日消防本部告示第1号（以下「告示」という。）に規定するところをいう。
- (5) 階段等 階段室内、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- (6) 出入口 公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。
- (7) 防火区画 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第1項に規定する1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (8) 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（同法第2条第9号の2口に規定する防火設備で、常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。

3 禁止場所の取扱い

禁止場所の取扱いについては、次によることとする。

- (1) 劇場等の舞台部とは舞台、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室、楽屋、出演者控室等をいう。ただし、前述した用途部分が舞台と耐火構造又は下地を不燃材料とした耐火構造以外の壁で区画され、開口部に防火戸が設けられている場合の、当該用途部分については、この限りでない。
- (2) 百貨店等の売場は、物品販売の用に供する全ての部分をいう。た

だし、次に掲げる部分を除く。

ア 防火区画された公衆に飲食を提供する部分で、物品の販売宣伝等を伴わない部分

イ 天井まで達する間仕切り壁及び扉により区画されている事務所、美容室、商品ストック場等

(3) 防火区画とされた食料加工販売店舗(200平方メートル未満ごとに区画し、従業員のみが使用する部分に限る。)

4 禁止行為の取扱い

禁止行為の取扱いについては、次によることとする。

(1) 喫煙とは、タバコの葉を点火し、又は加熱し、吸引する一連の行為をいう。なお、条例第23条第3項第2号に規定する措置を講じた喫煙所での喫煙は、禁止行為に該当しない。

(2) 裸火の使用とは、次に該当する行為をいう。

ア 酸化反応を伴う赤熱部又はこれから発する炎が外部に露出しているものをいう。ただし、電気器具類であっても、露出したアーク又は火花を発するもの及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合に瞬時に着火のおそれがあるもの(発熱部の表面温度がおおむね400度以上)は、裸火に該当する。

イ 発熱部が金網等を介し目視できるもので、可燃物が金網等に触れた場合、着火するおそれがあるもの(電気ストーブ、魚焼器等)は裸火に該当する。ただし、電気器具類で、発熱部がカバー等で覆われており、着火の危険がないもの(ホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等のように、発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもの)については、裸火に該当しない。

ウ 気体、液体又は固体燃料を熱源とする火気を使用する設備又は器具(以下「火気使用設備」という。)は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具(F F型等)を除き、裸火に該当する。

(3) 火災予防上危険な物品の持込みとは、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)別表第1に掲げる危険物、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に掲げる可燃性ガス及び火薬取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬類及び第2項に掲げるがん具煙火を持ち込む行為をいう。ただし、次に掲げるものを持ち込む行為は、火災予防上危険な物品の持込みに該当しない。

ア ガスライター、マッチ、懐炉、マニキュア、携帯式スプレー等通常携帯する物品で少量のもの

イ 車両等(運行し、又は稼動する場合を除く。)

ウ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等

エ 動植物油類(煮沸行為に使用するものを除く。)

オ 日常の清掃用に使用するクリーナー等

カ 日常の手指の消毒に使用する法別表第1に定める第4類アルコール類の危険物(最大容積が500ミリリットル以下の容器に

収納するものに限る。)

キ 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器

ク クラッカー、平玉、巻玉等（消費するために持ち込む場合に限る。)

ケ 次に掲げるもの（百貨店等の売場において、常設的に販売する場合に限る。)

（ア）危険物（危険物を含有する化粧品等を含む。）で密閉した容器に入れられたもの（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量（以下単に「指定数量」という。）の5分の1未満のものに限る。)

（イ）可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（条例別表第8に定める数量未満のものに限る。)

（ウ）エアゾール製品

（エ）可燃性ガスのうち高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第5項第8号に規定する高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用が除外される液化ガスで、次に掲げるもの

a ガスライターに用いられる液化ガス

b ガスライターの補充用ガス

c エアゾール製品を除いた容器入りの可燃性ガス（ガスの総質量が20キログラム以下のものに限る。)

5 標識の表示

条例第23条第2項に規定する喫煙等を禁止する旨の表示をする箇所は、次によるものとする。

（1）告示第1項第1号に掲げる舞台部又は当該場所の出入口付近で利用者が見える位置

（2）告示第1項第1号に掲げる客席にあっては、舞台の側壁、柱等で客席の全ての場所から見える位置。ただし、観覧場の中央部で競技、ショー等が行われるものの客席にあっては、その規模及び形態に応じた適当な位置

（3）告示第1項第2号に掲げる売場にあつては、当該場所の出入口、階段、エレベーター、エスカレーター等の昇降口付近その他公衆が視認可能な位置

（4）告示第1項第2号に掲げる通常客が出入りする部分にあつては、出入口又はその他展示場の規模及び形態に応じた適当な位置

（5）告示第1項第3号に掲げる重要文化財等にあつては、当該文化財の出入口又は公衆が視認可能な位置

（6）告示第2項第1号に掲げる公衆の出入りする部分は、出入口又はその他公衆が視認可能な位置

6 喫煙所の設置

条例第23条第3項第2号に規定する喫煙所は、次によること。

（1）喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料以上（建

基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)とすること。

- (2) 喫煙所には、喫煙に必要なもの以外は設置しないこと。
- (3) 喫煙所に設ける吸殻容器(水が入ったものに限る。以下同じ。)は、不燃性で容易に転倒しないものとする。

7 条例第23条の運用

条例第23条の運用については、次のとおりとする。

- (1) 豊田スタジアムにおける条例第23条の適用は、別に定める。
- (2) 劇場等の客席での宗教的行事、儀式(修了式、卒業式等)又は社会的行事(結婚式の披露宴等)における社会通念上これを禁止することが適当でない認められる喫煙又は裸火の使用は、条例第23条に規定する禁止行為に該当しないものとする。

8 区画による取扱い

火災予防上危険な物品の持込み量及び火気使用設備の熱源入力値については、階、防火区画又は不燃区画(不燃区画にあっては、熱源入力値に限る。)ごとに適用する。

9 解除承認の条件

消防長は、申請内容が次に掲げる事項全てに該当する場合は、条例第23条第1項の規定による一時的な禁止行為の解除ができるものとする。

- (1) 解除の申請に係る喫煙等の禁止行為の態様、禁止場所の位置及び構造、火気を使用する設備及び器具、火災予防上危険な物品を収納するための容器等が法令その他防火に関する規定に適合していること。
- (2) 申請者の解除の申請に係る禁止行為を行う理由及び目的が、他の方法又は他の場所では十分な目的を達せられないとき。
- (3) 禁止行為及び禁止場所ごとに第10に掲げる火災予防上必要な措置を行う場合

10 火災予防上必要な措置

禁止行為を解除するために必要な火災予防上の措置は、以下のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督により、警戒され、消火の準備がなされ、及び直ちに事故に対処できる体制が整備されていること。

イ 防火上必要な点検、整理、清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。

ウ 消火器具(能力単位の合計が2以上のものをいう。以下同じ。)が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されている場合は、この限りでない。

(2) 喫煙

禁止場所	必要な措置
------	-------

劇場等の舞台部	<ol style="list-style-type: none"> 1 舞台部には、吸殻容器が設けられていること。 2 火災予防上危険な物品の持込みがされていないこと。 3 原則として、可燃物と離隔されていること。
---------	---

(3) 裸火の使用

禁止場所	必要な措置
劇場等の舞台部	<ol style="list-style-type: none"> 1 煙火を消費する場合は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 煙火は固定して消費すること。 (2) 飛散した火花が燃えつきるものであること。 (3) 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。 (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 (5) 火花の飛散範囲から6メートル（安全措置を講じた花道等で煙火を消費する場合は4メートル）以内に観客がいないこと。 2 チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器を使用する場合は、前1（1）及び（2）を準用するほか、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火花の飛散距離は、最大となる高さが10メートル以内かつ建物の天井高から1メートル以上離れていること。 (2) 火花の飛散距離内の床面は、防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 (3) 火花の飛散距離から1メートル以内に観客がいないこと。 (4) 火花の飛散距離内に演技者等がいないこと。 (5) 出入口及び階段等から火花の飛散する範囲までの水平距離を5メートル以上とすること。 3 炎が著しく伸長し、又は拡大しないこと。 4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、容易に補給路を遮断できる構造であること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画とされているものにあつては、当該防火区画とする。以下5において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。 5 固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム以下、練炭10キログラム以下、豆炭5キログラム以下、その他の固体のもの5キログラム以下の

	<p>使用量であること。</p> <p>6 原則として、裸火の付近に可燃物を置かないこと。</p>
百貨店等の売場	<p>1 火気使用場所（火気使用設備の据付場所及び火気使用設備を操作するのに必要な場所をいう。）は、耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの又は耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料（有効に遮熱できるものに限る。）で造ったものの壁に面していること。ただし、臨時的に催物等で実演販売を行う場合又は不燃区画とされたものは、この限りでない。</p> <p>2 裸火の使用は、出入口及び階段等並びに火災予防上危険な物品の持込み場所から5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料によって防火上有効に遮へいされている場合は、この限りでない。</p> <p>3 火気使用設備の周囲2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されるものを除く。）がある場合は、不燃材料によって防火上有効に遮へいされていること。</p> <p>4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画又は不燃区画とされたものは当該区画とする。以下6において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。</p> <p>5 灯油を使用する暖房器具は、1個につき入力7キロワット以下とし、階ごとに合算したものが21キロワット以下であること。</p> <p>6 固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム以下、練炭10キログラム以下、豆炭5キログラム以下、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。</p> <p>7 危険物又は可燃性固体類等を使用して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、これを臨時に行う場合において、レンジ用簡易自動消火装置が設けられるときは、この限りでない。</p> <p>8 火気使用場所を各階ごとに集中すること。</p>

(4) 火災予防上危険な物品の持込み

禁止場所	必要な措置
劇場等の舞台部	<p>1 保管する場合は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。</p> <p>2 火災予防上危険な物品の持込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>3 火災予防上危険な物品の持込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、(3)の表中の百貨店等の売場の1による場合は、この限りでない。</p> <p>4 危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。</p> <p>5 可燃性固体類等については、条例別表第8に定める数量未満の数量とすること。</p> <p>6 濃煙又は濃霧を出す器具で、引火性物品を使用するものは、引火に対して保安距離を十分確保するとともに、濃煙又は濃霧が霧散するまでは裸火を使用しないこと。</p> <p>7 火薬及び爆薬の消費については、1公演の使用につき次の個数以下であること。 (1) 0.1グラム以下のものは100個以下 (2) 0.1グラムを超え、15グラム以下のものは50個 (3) 15グラムを超え、30グラム以下のものは30個 (4) 30グラムを超え50グラム以下のものは5個</p> <p>8 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総質量の合計が5キログラム未満であること。</p>
百貨店等の売場	<p>前欄1から5までを準用するほか、次によること。</p> <p>1 地震時における収納庫、ショーウィンドー、棚等の転落防止措置及び火災予防上危険な物品の落下防止措置がされていること。</p> <p>2 燃料タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械を稼働する場合は、周囲に2メートル以上の空間が確保されていること。</p> <p>3 可燃性ガス容器については、ガス総質量を5キログラム以下とし、ガスホースは外圧によりつぶれない構造で、ガスの補給路を容易に遮断できる構造であること。</p>

	4 がん具用煙火は、箱入り又は袋入りとし、総薬量5キログラム未満とすること。
--	--

1 1 算定事項

火災予防上危険な物品の持込みのうち、危険物又は可燃性固体類の算定は、建物全体の算定数量の和が、危険物にあつては指定数量の5分の1未満、可燃性固体類等にあつては条例別表第8に掲げる数量未満であること。

1 2 承認期間

禁止行為の解除の承認期間は、最大1年とする。

1 3 申請及び承認手続

禁止行為解除承認申請及び承認手続については、以下のとおりとする。

(1) 同一の防火対象物で複数の禁止行為が同じ期間内にある場合には、一括して申請及び承認をすることができる。

(2) 申請は、禁止行為を行おうとする日の5日前(豊田市の休日定める条例(平成元年条例第61号)第2条に規定する市の休日を除く。)までに申請するよう指導するものとする。

1 4 その他

その他この承認基準により処理しがたい内容の申請があつた場合は、その都度予防課長に協議すること。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。